ビジネスインフラ・ガイドブックV2.0

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

**はじめに**

本ガイドブックは、2009年度から2011年度にわたり実施された次世代EDI推進協議会（以下JEDICと呼ぶ）のビジネスインフラ事業（企業や業界を越えて自由自在に情報の交換や共有が行える基盤）の成果「業界横断EDI仕様V1.1」をベースに、国連CEFACT日本委員会・サプライチェーン情報基盤研究会（以下SIPSと呼ぶ）にて、対象分野と対象業務プロセスの拡充を図った成果である。

JEDICで行われたビジネスインフラ事業では、ビジネスインフラに成りえる「望ましい業界標準EDI」の実現を目指し、「国際性」「業際性」「健全性」を実現するツールとして「業界横断EDI仕様V1.1」を策定した。

　 業界横断EDI仕様V1.1は、日本の製造系サプライチェーン取引における国連標準のEDI辞書に準拠し、複数業界企業とEDI取引する中小規模等受注企業の健全性を確保するリファレンスである。また、本仕様V1.1は、ビジネスインフラ事業による４つの実証プロジェクトの成果を踏まえつつ、３つの業種（電機電子・自動車・化学）およびそれらの業種と関連する中小企業取引の確定注文を対象として、企業間業務プロセス（業務連携）と情報項目を定義した。

2012年度、SIPSでは、中小企業を含めた日本企業の海外進出の実情を調査し、将来における業界横断EDI仕様のアジア地域展開を視野に、業界横断EDI仕様V1.1（業務プロセスは確定注文プロセス（注文／注文回答）が対象）を拡張して出荷プロセス・請求プロセスを含めた共通情報項目と基本メッセージを整備した。これらを「業界横断EDI仕様V2.0」と呼ぶ。また、対象業務分野として、海外での現地取引を念頭に入れた中小企業用メッセージ、および地方自治体における一般消耗品購買業務用メッセージを策定した。それら共通情報項目および基本メッセージ・業務メッセージにつき、国内のみならず海外においての拡張と普及を図るために、業界横断データ辞書フレームワークの整備を行った。

ビジネスインフラ・ガイドブッックV2.0の構成は以下の通りである。

　第１編　ビジネスインフラ・ガイドブックV2.0 解説書

　第２編　業界横断EDI仕様V2.0 業務連携定義

　第３編　業界横断データ辞書

　第４編　業界横断EDI基本メッセージ辞書

第５編　中小企業共通EDI仕様V1.0

第６編　自治体消耗品EDI仕様V1.0

　　本ガイドブックが、業界標準EDIを発行する業界団体、ユーザー企業、ITベンダー、国や地域の行政機関の各担当者にとって、それぞれの業務の遂行のご参考になれば幸いである。

　最後に、SIPSの各種タスクフォースにご指導・ご協力を頂いた関係各位に対して、改めて感謝の意を表する次第である。

　2013年3月

国連CEFACT日本委員会

サプライチェーン情報基盤研究会

＊本ガイドブックの取扱いはコピーを自由とし、無償で再利用が可能である。

**国際／業界横断EDIタスクフォース委員**

リーダー 兼子　邦彦 ITコーディネータ：小島プレス工業株式会社

参与 堀内　一 元東京国際大学

特別会員　 山内　大二郎 財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

特別会員 石垣　　充 財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

会　　員 菅野　修一 小島プレス工業株式会社

会　　員 柴田 鎮雅 日本情報通信株式会社

会　　員 山田　茂之 株式会社八幡ねじ

会　　員 稲野 清治 株式会社グローバルワイズ

会　　員　 黒渕　達也　 株式会社データ・アプリケーション

会　　員 遠城　秀和 株式会社NTTデータ

業界委員　 川内　晟宏 ITコーディネータ協会

業界委員　 鈴木　　誠 ITコーディネータ協会

業界委員　 斉藤　良一 共通XML／EDI実用化推進協議会

業界委員　 武山 一史 一般社団法人日本物流団体連合会

業界委員　 藤岡　慎弥 NPO法人観光情報流通機構

オブザーバー 河野　祐一 住友化学株式会社

オブザーバー 藤野　裕司 株式会社データ・アプリケーション

事 務 局　 菅又　久直 サプライチェーン情報基盤研究会

事 務 局　 坂本　理枝 サプライチェーン情報基盤研究会

**目次**

目次

[第１編　ビジネスインフラ・ガイドブックV2.0解説書 7](#_Toc351293331)

[１．業界横断EDI仕様V2.0の目的と範囲 8](#_Toc351293332)

[１．１　背景と目的 8](#_Toc351293333)

[１．２　対象取引プロセス 9](#_Toc351293334)

[１．３　業界横断EDI仕様V2.0策定の考え方 10](#_Toc351293335)

[２．業界横断EDI仕様V2.0の適用の仕方 14](#_Toc351293336)

[２．1　業界横断データ辞書とメッセージ辞書 14](#_Toc351293337)

[２．２　メッセージ辞書の管理（構想） 15](#_Toc351293338)

[第２編　業界横断EDI仕様V2.0業務連携定義 16](#_Toc351293339)

[１．取引の範囲 16](#_Toc351293340)

[２．メッセージテンプレート 16](#_Toc351293341)

[３．確定注文プロセス 18](#_Toc351293342)

[３．１　注文プロセスの目的 18](#_Toc351293343)

[３．２　業務領域 18](#_Toc351293344)

[３．３　トランザクション一覧 18](#_Toc351293345)

[３．４　プロセス定義 18](#_Toc351293346)

[３．５　ユースケース図 20](#_Toc351293347)

[３．６　アクテイビティ図 21](#_Toc351293348)

[３．７　概念データモデル 22](#_Toc351293349)

[４．出荷案内プロセス 23](#_Toc351293350)

[４．１　出荷案内プロセスの目的 23](#_Toc351293351)

[４．２　業務領域 23](#_Toc351293352)

[４．３　トランザクション一覧 23](#_Toc351293353)

[４．５　ユースケース図 25](#_Toc351293354)

[４．６　アクティビティ図 26](#_Toc351293355)

[４．７　概念データモデル 27](#_Toc351293356)

[５．請求プロセス 28](#_Toc351293357)

[５．１　請求プロセスの目的 28](#_Toc351293358)

[５．２　業務領域 28](#_Toc351293359)

[５．３　トランザクション一覧 28](#_Toc351293360)

[５．４　プロセス定義 29](#_Toc351293361)

[５．５　ユースケース図 30](#_Toc351293362)

[５．６　アクティビティ図 31](#_Toc351293363)

[５．７　概念データモデル 32](#_Toc351293364)

[第３編　業界横断データ辞書V2.0 33](#_Toc351293365)

[１．業界横断データ辞書の目的 33](#_Toc351293366)

[２．業界横断データ辞書の構成 33](#_Toc351293367)

[２．１　ビジネス情報項目 33](#_Toc351293368)

[２．２　データ型 34](#_Toc351293369)

[第４編　業界横断EDI基本メッセージ辞書 35](#_Toc351293370)

[１． 基本メッセージ辞書V2.0 35](#_Toc351293371)

[１．１　目的と範囲 35](#_Toc351293372)

[１．２　注文メッセージ 36](#_Toc351293373)

[１．３　注文回答メッセージ 37](#_Toc351293374)

[１．４　出荷案内メッセージ 39](#_Toc351293375)

[１．５　請求メッセージ 40](#_Toc351293376)

[第５編　中小企業共通EDI仕様V1.0 41](#_Toc351293377)

[１．取引の範囲 41](#_Toc351293378)

[２． 確定注文プロセス 41](#_Toc351293379)

[２．１　注文プロセスの目的 41](#_Toc351293380)

[２．２　業務領域 42](#_Toc351293381)

[２．３　トランザクション一覧 42](#_Toc351293382)

[２．４　プロセス定義 43](#_Toc351293383)

[２．５　ユースケース図 44](#_Toc351293384)

[２．６　アクティビティ図 44](#_Toc351293385)

[３．出荷案内プロセス 44](#_Toc351293386)

[３．１　出荷案内プロセスの目的 44](#_Toc351293387)

[３．２　業務領域 44](#_Toc351293388)

[３．３　トランザクション一覧 44](#_Toc351293389)

[３．４　プロセス定義 45](#_Toc351293390)

[３．５　ユースケース図 46](#_Toc351293391)

[３．６　アクティビティ図 46](#_Toc351293392)

[４．請求プロセス 47](#_Toc351293393)

[４．１　請求プロセスの目的 47](#_Toc351293394)

[４．２　業務領域 47](#_Toc351293395)

[４．３　トランザクション一覧 47](#_Toc351293396)

[４．４　プロセス定義 48](#_Toc351293397)

[４．５　ユースケース図 49](#_Toc351293398)

[４．６　アクティビティ図 49](#_Toc351293399)

[５．中小企業共通EDIメッセージ辞書V1.0 50](#_Toc351293400)

[５．１　中小企業共通EDI「基本仕様」メッセージ辞書 50](#_Toc351293401)

[５．２　中小企業共通EDI「中小製造業仕様」メッセージ辞書 54](#_Toc351293402)

[第６編　自治体消耗品購買EDI仕様V1.0 59](#_Toc351293403)

[１．目的と範囲 59](#_Toc351293404)

[１．２　業務領域 59](#_Toc351293405)

[１．３　トランザクション一覧 60](#_Toc351293406)

[１．４　プロセス定義 60](#_Toc351293407)

[１．５　ユースケース図 61](#_Toc351293408)

[２．自治体消耗品購買メッセージ辞書 63](#_Toc351293409)

[２．１　メッセージ構成データモデル 63](#_Toc351293410)

[２．２　メッセージ定義BIE 63](#_Toc351293411)

[添付１ 業界横断データ辞書V2.0 ビジネス情報項目 64](#_Toc351293412)

[添付２－１　業界横断基本メッセージ：注文メッセージBIE表 65](#_Toc351293413)

[添付２－２　業界横断基本メッセージ：注文回答メッセージBIE表 66](#_Toc351293414)

[添付２－３　業界横断基本メッセージ：出荷案内メッセージBIE表 67](#_Toc351293415)

[添付２－４　業界横断基本メッセージ：請求メッセージBIE表 68](#_Toc351293416)

[添付３－１　中小企業共通EDI「基本仕様」：メッセージBIE表 69](#_Toc351293417)

[添付３－２　中小企業共通EDI「中小製造業仕様」：メッセージBIE表 70](#_Toc351293418)

[添付３－３　自治体消耗品購買：納入・請求メッセージBIE表 71](#_Toc351293419)

# 第１編　ビジネスインフラ・ガイドブックV2.0解説書

　本解説書は、SIPSが公開する「ビジネスインフラ・ガイドブックV2.0」の目的と適用範囲を明確にし、本ガイドブックを参照するEDIユーザー企業およびEDIソリューションを提供するITベンダーに、本ガイドブックに含まれる技術仕様およびフレームワークの適用の仕方を明らかにする。

　なお、ビジネスインフラ・ガイドブックV2.0は次の６編の文書から構成される。

第１編　ビジネスインフラ・ガイドブックV2.0 解説書

業界横断で参照される「業界横断EDI仕様V2.0」の目的と範囲、および「業界横断データ辞書」と「メッセージ辞書」による情報基盤フレームワークにつき解説する。

　第２編　業界横断EDI仕様V2.0 業務連携定義

国連CEFACTの「業務要件定義仕様（BRS）」の流儀に従い、注文プロセス・出荷プロセス・請求プロセスの対象領域、業務連携要件、ユースケース図、アクティビティ図、および概念データモデルを定義する。

　第３編　業界横断データ辞書

３つの業種（電機電子・自動車・化学）およびそれら業種と関連する中小企業取引の注文・出荷・請求を対象にした参照情報項目を定義する。情報項目の定義は、国連CEFACTのコア構成要素技術仕様に則って、国連CEFACTのEDI共通辞書（コア構成要素辞書：以下国連CEFACT CCLと呼ぶ）を参照して、日本の対象業種で使われる日本語意味定義を行っている。業界横断データ辞書は表（添付1）に定義されている。

　第４編　業界横断EDI基本メッセージ辞書

業界横断データ辞書を参照してメッセージが定義される。本編では、業界横断で参照されることを想定した最小限の基本メッセージとして、注文メッセージ、注文回答メッセージ、出荷案内メッセージ、および請求メッセージのデータモデルとメッセージ定義表（添付2-1～2-4）を掲載している。

第５編　中小企業共通EDI仕様V1.0

中小企業とのEDIを実施する上で、紙の伝票やFAXの延長上で使用できるように設定したプロセス（確定注文プロセス、出荷案内プロセス、請求プロセス）定義、および実装のための中小企業共通EDI「基本仕様」メッセージ辞書（添付3-1）と中小企業共通EDI「中小製造業仕様」メッセージ辞書（添付3-2）を掲載。当メッセージ辞書は、業界横断データ辞書に準拠している。

第６編　自治体消耗品購買EDI仕様V1.0

地方自治体における消耗品購買の請求プロセス定義、および実装のための自治体消耗品購買メッセージ辞書（納品書、請求書）（添付3-3）を掲載。当メッセージ辞書は、業界横断データ辞書に準拠している。

## １．業界横断EDI仕様V2.0の目的と範囲

### １．１　背景と目的

2009年度、経済産業省のビジネスインフラ事業において、４つの実証プロジェクトが実施され、それら実証プロジェクトで使われる情報項目を参考に、業界横断EDI仕様V1.0が試作された。

　2010年度－2011年度、JEDICが策定した業界横断EDI仕様V1.1は、その業界横断EDI仕様V1.0をたたき台に、ユーザー業界（電機電子業界、自動車業界、化学業界）および中小企業取引における要望を収集し、共通に参照（Reference）できる定義を取りまとめ、特に複数の業界と取引を行う中小企業等が容易にEDIを導入できる環境を提供することを主眼としたものである（図1-1-1参照）。





図1-1-1 業界横断EDI仕様の位置づけ

　なお、業界横断EDI仕様V1.1における「業際性」「健全性」「国際性」の意味は次のように解釈される。

「業際性」ある企業が複数の業界標準に準拠したEDIに対応する際に要する労力を縮減できること。

「健全性」中小企業等IT化が遅れている企業・部門がEDIを導入する際に取引先の都合で過度の負担を強いられないこと。

「国際性」情報項目定義は国連CEFACT CCLに準拠すること。

2012年度、SIPSでは業界横断EDI仕様を国内においての実装を推進し、また現地調査に基づくタイ・バンコクにおける海外進出日系企業における要件を考慮して仕様の拡充を行い、業界横断EDI仕様V2.0を策定した。

仕様拡充において考慮した点は次の通りである。

1. 業界横断EDI仕様V1.1は、JEDICにおいて参加業界（電気、自動車、化学、中小企業）の合意を得て発行したものであり、内容についての修正は原則行わない。ただし、編集上の間違い及び国連CEFACT CCLとの不整合の調整はこの限りではない。
2. 通常取引は発注・出荷・請求をもって完結するものであり、V1.1の注文・注文回答に出荷業務と請求業務のプロセスを定義し、必要な情報項目とメッセージを追加してV2.0とする。
3. 海外現地調査を踏まえて、海外現地EDI（バンコク日系企業間を想定）で必要とされる情報項目を追加する。
4. 業界共通仕様と業界固有仕様を併存できる仕組み（フレームワーク）を整理し、「業界横断データ辞書」と「メッセージ辞書」による管理手法を提言する。「業界横断データ辞書」は、業界共通仕様と業界固有仕様の両方をカバーし、国連CEFACT CCLのサブセットである。「メッセージ辞書」は固有の業務領域ごとに、「業界横断データ辞書」に登録されている情報項目を使って定義された業務プロセスごとのEDIメッセージを収録する。

### １．２　対象取引プロセス

業界標準EDIの前提として、各業界はそれぞれの取引プロセスモデルを想定している。これが、業界間で異なっていることから、EDIの情報項目の呼称や使い方について差異が生じている。情報項目の共通性を検討するに当たっては、それぞれの業界標準取引プロセスについての相互理解が不可欠となる。

取引プロセスの検討を進める中で、プロセスにはパターンのあることが明らかになった。これらのパターンを共有できれば、異なる業界でEDI情報項目のすり合わせを行う際に有効である。

　取引プロセスパターンの共有においては、各業界の取引プロセスモデルを前提としつつ、図1-1-2の「取引プロセス階層と情報種」を設定した。最上位階層の商取引段階は、国連CEFACTにおいて、ビジネスプロセス・マトリックスとして標準認定されているものである。



図1-1-2　取引プロセスのパターン

　２階層目の取引プロセス大分類は、段階毎に詳細のプロセスにブレークダウンしたものである。ここでは、取引実施段階を示しており、受発注・出荷検収・請求支払の大分類プロセスに分解される。この段階は、製造業全般に共通しているものと考えられる。

取引プロセス大分類を更にブレークダウンしたものが、取引プロセス中分類である。これまでの検討経緯から、この中分類レベルは、業界毎に固有の定義がなされていることが判明している。これは、業界毎の事業特性に依存するものと考えられ、製造業を通して共通化することは難しい。そこで、各業界が固有に定義したプロセスとの対応付けを容易にする手段として、標準的な確定注文プロセス・出荷案内プロセス・請求プロセスを「業界横断EDI仕様　業務連携定義」として策定した。各業界は、自らの固有に定めた中分類プロセスを、「業界横断EDI仕様　業務連携定義」に対応させることで、業界間の共通認識を深めることができる。実際のEDI適用の検討においては、当事者が共通認識可能な取引プロセスとして定義した上で、情報項目の擦り合わせを行うことが推奨される。

　なお、上図の中分類は、通常の取引の範囲内で検討されたものであり、今後必要に応じて中分類プロセスは追加・修正されていくべきものである。

　第４階層の情報種は、中分類取引プロセスを構成するEDIメッセージに相当する。そして、確定注文の場合に見られるように、発信されるメッセージとこれへの回答（応答）メッセージから構成される場合と、出荷案内のように一方的な情報通知の場合がある。

　業界横断EDI仕様V1.1で定義されたのは、「確定注文」プロセスであり、対応する情報種は「注文メッセージ」「注文回答メッセージ」である。

業界横断EDI仕様V2.0で追加されたのは、「出荷案内」プロセスの情報種「出荷案内メッセージ」と「請求」プロセスの情報種「請求メッセージ」である。

### １．３　業界横断EDI仕様V2.0策定の考え方

JEDICより2012年3月に公開された業界横断EDI仕様V1.1は、電機電子業界、自動車業界、化学業界および中小企業間取引において、それぞれ特定の取引形態、対象製品、業務プロセスおよび諸条件のもとに、中小企業との取引を念頭において、業界横断EDIで必要となる情報項目を洗い出し、それらの情報項目を国連CEFACT CCLの情報項目と突き合わせて策定した。

SIPSが2013年3月に公開した業界横断EDI仕様V2.0は、業界横断EDI仕様V1.1を包含しつつ、「出荷案内」プロセスと「請求」プロセスに必要となる業界横断の情報項目である。当該「出荷案内」プロセスと「請求」プロセスについては、中小企業間取引および地方自治体一般消耗品購買業務により検証されたもので、他業界（電機電子業界、自動車業界、化学業界）の要件による検証は行われていない。

#### １．３．１　電機電子業界（業界横断EDI仕様V1.1）

* 電子機器および半導体・電子部品等の企業間における電子商取引。
* 対象ビジネス形態としては、通常取引(通常取引・納品代行・ジャストインタイム)。
* 業務プロセスでは、EDIを行う前提として取引基本契約書を取り交わし、｢仕様・品番の決定｣｢価格の決定｣｢所要計画の提示｣が行われた前提の確定注文（個別の契約申込）を想定。
* JEITA/ECALGAの確定注文情報種には149項目が定義され、そのうち15項目を必須項目としている。業界横断EDI仕様V1.1には、15の必須項目と、カスタム品などの顧客個別仕様品目定義のため、｢補足情報ファイル有無｣｢図面・仕様書番号｣｢補足情報ファイル名｣を追加の情報項目とした。

以上は、一般社団法人電子情報技術産業協会／ECセンターが代表して提案した。

#### １．３．２　自動車業界（業界横断EDI仕様V1.1）

・自動車の車両組み立てにおける、完成品メーカーと部品メーカーとの量産部品取引を想定。

・業務プロセスは「確定注文」を想定。

・対象とする情報は、主として、中小企業メーカーに対し、紙により伝達される約３５項目の情報であり、その中から、業界独自の項目は省いて登録。

以上は、一般社団法人日本自動車工業会が代表して提案した。

#### １．３．３　化学業界（業界横断EDI仕様V1.1）

* + 取引形態としては、直接取引だけでなく商社取引であることが多く、業態も総合商社、専門商社がある上に企業規模も多岐にわたる。さらに化学会社間での取引があるのも特徴で、これにも直接取引と商社取引とがある。ただし、業界横断EDI仕様V1.1では、商社取引は対象外としている。
* 業界横断EDI仕様V1.1の対象として、現状の化学品取引である次の業種を意識した。

A.加工型化学品を取り扱う業界

塗料、ゴム／プラスティック加工品、洗剤／化粧品、医薬品、写真など

B.素材型化学品を取り扱う業界（同業が含まれる）

無機化学品、有機化学品、合成染料、合成ゴム、石油化学、合成樹脂、合成繊維、電子材料

* + 業界横断EDI仕様V1.1では、注文・注文確認のみを対象とした。
  + EDIの選択・標準作成については、販売業務・購買業務両面での利用を考慮した。ただし、業界横断EDI仕様V1.1では、国際取引を対象外としている。
  + 業務プロセスでは、EDIを企業間情報交換として捉え、業界横断EDI仕様V1.1では「確定注文情報」と「確定注文請情報」の組み合わせで情報交換が成立するとしている。
  + データ交換の単位は、個数なく総量ベース、また、毎日、連続しての受発注ではなく在庫ベースの取引のため、1件１オーダーを基本としている。
  + Chem eStandards のOrderCreate(注文情報)には77 項目が定義され、そのうち40項目を必須項目としている。
  + 業界横断EDI仕様V1.1には、32項目を提案した。

以上は、石油化学工業協会／CEDI小委員会が代表して提案した。

#### １．３．４　中小製造業取引

* 業界横断EDI仕様V1.1では、大手製造業3業種（電機電子、自動車、化学）が制定した業界EDI標準の情報項目の中から共通するものを抽出して策定され、合わせて中小製造業取引への適合性が検証された。しかしこの審議過程で各業界固有の情報項目を削除したため、実装仕様ではなく業界間の参照仕様と定義された。
* 現状の中小企業間の取引はほとんどFAXや紙帳票が利用されており、紙取引をEDI取引に置き換えることができるEDI実装仕様が求められている。また多様な業界との取引が行なわれており製造業に限定しない汎用的な共通EDI実装仕様の必要性も認識されていた。
* このような状況を考慮して業界横断EDI仕様V2.0をベースにして「中小企業共通EDI仕様v1.0」を中小企業業界向けEDI実装仕様として策定した。
* 「中小企業共通EDI仕様v1.0」策定の考慮事項。
  + 中小企業共通メッセージ辞書は中小企業間取引で広く利用されている市販の取引伝票(例えばコクヨ伝票)のEDI化を狙いとして、これら市販伝票へ記載の情報項目を「中小企業共通EDIメッセージ辞書「基本仕様」（以下「基本仕様」と呼ぶ）として採用した。さらに中小企業の汎用的な取引への適用を考慮して日本国内、及びタイ国内で利用されている紙注文書を調査し、これらに共通して利用されている情報項目を「基本仕様」に付加した。
  + 中小製造業の取引には、「基本仕様」に含まれない製造業固有の情報項目が利用されているので、「基本仕様」に中小製造業取引用情報項目を付加して、中小企業共通EDIメッセージ辞書「中小製造業仕様」（以下「中小製造業仕様」と呼ぶ）を策定した。「中小製造業仕様」は中小製造業間取引に留まらず、大手製造業界と中小製造業の取引にも利用されることを期待しているが、本件については今後各大手業界との協議が必要である。
  + 中小製造業へのEDI導入には時間がかかり、紙帳票と並存する期間が長いと想定している。この並存期間中は紙帳票に印刷されたデータ項目で利用頻度の高いデータ項目は中小企業共通EDIでも利用できるようにして、紙取引からEDI取引への切替えが円滑に進むよう配慮した。EDI導入後も納品物に添付する紙納品書が必要であり、紙納品書に印刷する頻度が高いデータ項目はEDIで送信できるように配慮して情報項目の選定を行なった。
  + 今後、中小企業取引において特定業界固有の情報項目が追加して必要になる場合は、特定業界ごとのメッセージ辞書を拡張標準化し、中小企業共通EDI仕様の業界拡張仕様として付加してゆくことになる。

　以上は、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会が代表して提案した。

#### １．３．５　自治体消耗品購買業務

・自治体における購買業務は、「公共工事」・「学校関係」等多くの取引が存在している。ここでは、自治体における一般消耗品購買業務に絞り定義した。

・多くの自治体では、「調達先」・「価格」の決定は自治体共同の電子入札システム等を利用している。そこで、今回においては「調達先」・「価格」の決定は対象外とした。

・「調達先」・「価格」の決定は電子入札システム等でシステム化されているが、その後の物品の出荷検収はシステム化されておらず手作業となっている場合が多い。また、その方法は各自治体個別の方法となっており、同じ自治体内においても各施設（市美術館、シルバー人材センター等）により処理方法が異なっている。

・そのため、物品の出荷時に利用する納品書が各自治体・各自治体施設により異なっている。また、請求も手作業となっており、その都度金融機関名を記入する場合もある。

・そこで、今回においては現在利用している納品書・請求書から、納入・請求を範囲として、全国の自治体が共通で利用可能となる自治体消耗品購買業務定義を提案した。

　以上は、平成24年度愛知県実証事業「グローバルサプライチェーンに対応した国際標準EDI（国連CEFACT）の中小企業への活用に関する実証実験」の成果に基づき設定された。

## ２．業界横断EDI仕様V2.0の適用の仕方

業界横断EDI仕様V2.0は、業界共通仕様（参照仕様）と業界固有仕様（実装仕様）を併存できる仕組みを提供する。業界共通仕様は国連CEFACT CCLのサブセットであり、SIPS会員および業界委員の合意のもとに選定・策定され、管理される。業界固有仕様は業界共通仕様を参照し、活用できる部分を継承するとともに必要な情報項目を国連CEFACT CCL仕様の範囲内で追加する。業界固有仕様は、業務領域や企業グループごとに策定され、管理されることを想定している。ユーザーは通常、業界固有仕様（実装仕様）に基づいてEDIの仕組みを実装する。ただし、業界横断EDI仕様V2.0は、情報項目やメッセージの意味情報を規定しているもので、特定のシンタックスやネットワーク基盤を前提としていない。

（注釈）業界横断EDI仕様V1.1について

業界横断EDI仕様V1.1は参照仕様として策定された。参照仕様とは、EDIを実施しようとする企業が、業務プロセスの摺合せや情報項目の相互マッピングにおいて参考または引用するための辞書として使われることを想定した。更に、特定の業界において当該業界のEDI標準を策定しようとするとき、他の業界標準との相互運用性を実現するために参照することが推奨されている。

### ２．1　業界横断データ辞書とメッセージ辞書

業界横断EDI仕様V2.0は、業界共通仕様と業界固有仕様を併存できる仕組み（フレームワーク）をベースに、「業界横断データ辞書」と「メッセージ辞書」により構成される。「業界横断データ辞書」は、業界共通仕様と業界固有仕様の両方をカバーし、国連CEFACT CCLのサブセットである。「メッセージ辞書」は固有の業務領域ごとに、「業界横断データ辞書」に登録されている情報項目を使って定義された業務プロセスごとのEDIメッセージを収録する。

「業界横断データ辞書」と「メッセージ辞書」による業界横断EDI仕様V2.0フレームワークを図1-2-1に示す。



図1-2-1　業界横断EDI仕様V2.0フレームワーク

「業界横断データ辞書」は、国連CEFACT CCLのサブセットであり、業界横断EDI仕様の基本メッセージおよび登録された業務領域メッセージが使用する全てのビジネス情報項目（BIE：Business Information Entity）およびデータ型（DT：Data Type）が掲載されている。「業界横断データ辞書」は、国連CEFACT CCLの英語定義に加えて、辞書引き名・業界用語・定義の日本語標記が記載されている。コードデータ型（例.価格タイプコード）および識別子データ型（例.国コード）におけるコード表については、それが掲載されている外部標準機関（ISO、UN/ECEなど）のコード表参照情報を掲載する。

「メッセージ辞書」は、業界横断EDI仕様の基本メッセージ（業界横断EDI仕様V2.0では、「注文メッセージ」「注文回答メッセージ」「出荷案内メッセージ」「請求メッセージ」を収録）および登録された業務領域メッセージ（業界横断EDI仕様V2.0では、「中小企業共通EDI」および「自治体消耗品購買」領域のメッセージを収録）のメッセージ定義表（MA：Message Assembly）および関連情報（業務プロセス定義、データモデルなど）が掲載される。

### ２．２　メッセージ辞書の管理（構想）

　業務領域ごとに策定され、保守管理されるメッセージは新領域の開発や業界横断のための相互マッピング等のために容易に検索できる必要がある。業界横断EDI仕様V2.0の段階では、基本メッセージの他は中小企業共通と自治体消耗品購買の2領域だけであり、検索に支障はない。今後、業務領域が増え、また海外の業務領域メッセージが登録対象になってくると、それら管理機関の異なるメッセージ辞書を連携させるための登録簿、すなわち「メッセージ辞書レジストリ」が必須になるであろう。「メッセージ辞書レジストリ」には、各業務領域メッセージ辞書のサマリー情報（管理機関情報、登録メッセージ情報、参照業界横断データ辞書、業務領域固有コード表など）とそのURLなどを登録し、管理されることとなる。



図1-2-2　メッセージ辞書レジストリ

　なお、「メッセージ辞書レジストリ」はまだ構想段階で、業界横断EDI仕様V2.0には含まれていない。

# 第２編　業界横断EDI仕様V2.0業務連携定義

本業務連携定義は、2012年3月にJEDICより公開された業界横断EDI仕様V1.1をベースに、わが国製造業サプライチェーンの受発注における注文プロセス、出荷検収プロセス、請求支払プロセスを対象とした業界横断EDI仕様V2.0の業務連携定義書である。本業務連携定義は標準的で効率的な製造業サプライチェーンを実現する目的で、取引当事者が両者の社内業務プロセスを連携するときに参照されることを想定している。

## １．取引の範囲

本業務連携定義は、わが国製造業サプライチェーンにおける通常取引を対象とし、発注者と受注者2社間の情報交換を想定している（図2-1-1）。

本業務連携定義は、支給品を含む取引および分納を対象外としている。



図2-1-1

## ２．メッセージテンプレート

基本メッセージ辞書V2.0に掲載されるメッセージは、サプライチェーンにおける取引情報を汎用モデル（どのメッセージも同一構造）として捉えている。当該汎用モデル（テンプレート）を図2-2-1に示す。

　サプライチェーン取引情報メッセージ（注文メッセージ、注文回答メッセージ、出荷案内メッセージ、請求メッセージなど）は、メッセージ文書クラスと取引内容クラスで構成される。

　メッセージ文書クラスは、文書名・文書番号・発行日など文書管理情報からなり、必要に応じて注釈クラスを含む。

　取引内容クラスは、契約・納入・決済・明細など取引内容に関わる全ての情報を集約する。

　契約クラスは、取引に関わる当事者（発注者、受注者など）および契約関連文書（契約書など）により契約条件を規定する。当クラスは明細行クラスの下で、明細ごとの契約を規定することができる。

　納入クラスは、納入先および納入に関わる条件を規定する。当クラスは明細行クラスのしたで、明細ごとの納入を規定することができる。

　決済クラスは、決済方法、支払い条件および決済に関わる金額情報（合計金額、税額など）を規定する。当クラスは明細行クラスのしたで、明細ごとの決済を規定することができる。

　明細行文書クラスは、明細行番号などで明細行を識別する。

　取引製品クラスは明細行文書クラスの下にあり、取引対象製品の特性や製品関連情報を提供する。

　物流梱包クラスは明細行文書クラスの下にあり、梱包や荷姿など、物流に関わる詳細情報を提供する。



図2-2-1　サプライチェーン取引メッセージテンプレート

## ３．確定注文プロセス

### ３．１　注文プロセスの目的

発注者と受注者によって注文内容の確認を行い、両社の合意による注文を確定することで「“もの”の確保（役務提供）」を含めた個別契約の申し込みを明確にする。

### ３．２　業務領域

わが国製造業サプライチェーンの受発注業務の内、確定注文プロセスを対象の範囲とする。



### ３．３　トランザクション一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **要件番号** | **業務要件** | **取引プロセス** | **トランザクション** |
| － | 事前プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 所要計画 |  |
| A.1 | 発注者は契約諸条件の全てを確定し、個別契約の申し込みを行う場合、確定注文情報を発行する。 | 確定注文 | 注文  トランザクション |
| A.2 | 受注者は個別契約の申し込みに対する意思表示として確定注文回答情報を作成する。受発注者間において、全件確定注文回答情報を返信するか条件付き受諾および拒否の場合のみ返信するかを事前に取決める。 | 確定注文 | 注文回答  トランザクション |
| － | 事後プロセス。  （本業務連携定義の対象外とする。） | 納入指示 |  |

### ３．４　プロセス定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務プロセス記述 | | |
| 概要 | | |
| 名称 | 確定注文 | |
| 説明 | 発注者と受注者によって注文内容の確認を行い、両社の合意による注文を確定することで「“もの”の確保（役務提供）」を含めた個別契約の申し込みを確定する。 | |
| 詳細 | | |
| 業務領域 | | 製造ＳＣＭ |
| プロセス領域 | | 受発注プロセス：確定注文 |
| 業務プロセス  関係者 | | 発注者／受注者／納入先企業（発注者が指定する企業） |
| 業務処理担当者 | | 購買部門（発注者）、営業部門（受注者） |
| 開始と終了 | | |
| 業務プロセス  開始時の条件 | | 発注準備（発注要件の確定と社内承認の完了） |
| 業務プロセス  終了時の状態 | | 注文回答確認（個別契約の成立） |
| 業務プロセス  開始時期 | | 注文情報送信 |
| 業務プロセス  終了時期 | | 注文回答情報受信 |
| 業務プロセス  内の活動 | | 注文回答情報に関する運用ルール  １）受発注者間において、全件注文回答情報を返信するか条件付き受諾およ  　　び拒否の場合のみ返信するかを事前に取決める。  ２）主な条件付き受諾の対象項目   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項目名 | 注文数量単位 | 単価 | 注文数量 | 納入期日 |   ３）受注者が条件付受諾の注文回答情報を送信した場合、個別契約は成立しない。  ４）受注者が条件付受諾の注文回答情報を送信した場合、発注者はその確定  注文について変更処理を行わず両者条件調整した結果の内容で再度、注文情報を送信する。なお、両者条件調整の結果最初の条件で合意した場合も発注者が再度同一内容の注文情報を送信する。 |
| 例外処理の説明 | | 注文回答情報を返さない場合は、基本契約もしくはEDI個別契約に沿って判断される。基本的には個別契約が成立してしまうことが多い。 |
| 他業務との関連 | | |
| 含まれる業務  プロセス | |  |
| 影響を受ける  業務プロセス  及び業務情報 | | 発注番号で連携される「出荷検収プロセス」および「請求支払プロセス」が影響を受ける。 |

### ３．５　ユースケース図



### ３．６　アクテイビティ図



### ３．７　概念データモデル

（１）注文メッセージ／注文回答メッセージ

注文メッセージと注文回答メッセージは、同一の概念データモデルとなる。



## ４．出荷案内プロセス

### ４．１　出荷案内プロセスの目的

受注者から発注者に対して、受注品の出荷内容の通知を事前に行い、発注者側の荷受けと検収の作業をスムーズに行えるようにする。

### ４．２　業務領域

わが国製造業サプライチェーンの受発注業務の内、出荷案内プロセスを対象の範囲とする。



### ４．３　トランザクション一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **要件番号** | **業務要件** | **取引プロセス** | **トランザクション** |
| － | 事前プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 納入指示 |  |
| A.1 | 受注者は納入および出荷の諸条件が確定した場合、発注者あてに出荷案内情報を発行する。 | 出荷案内 | 出荷案内  トランザクション |
| － | 事後プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 検収通知 |  |

４．４　プロセス定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務プロセス記述 | | |
| 概要 | | |
| 名称 | 出荷案内 | |
| 説明 | 受注者から発注者に対して出荷内容を通知することによって、発注者側の荷受けと検収をスムーズに行えるようにする。 | |
| 詳細 | | |
| 業務領域 | | 製造ＳＣＭ |
| プロセス領域 | | 出荷検収プロセス：出荷案内 |
| 業務プロセス  関係者 | | 発注者／受注者／納入先企業（発注者が指定する企業）／運送事業者 |
| 業務処理担当者 | | 購買部門（発注者）、営業部門（受注者） |
| 開始と終了 | | |
| 業務プロセス  開始時の条件 | | 出荷準備（納入出荷条件の確定） |
| 業務プロセス  終了時の状態 | | 出荷内容の確認 |
| 業務プロセス  開始時期 | | 出荷案内情報送信 |
| 業務プロセス  終了時期 | | 出荷案内情報受信 |
| 業務プロセス  内の活動 | | 出荷案内情報に関する運用ルール  １）納入数量、納入時期、納入先、運送事業者、荷姿、梱包個数などの納入出荷条件が確定してから出荷案内情報を送信する。  ２）上記の納入出荷条件が一部未確定の段階で出荷案内情報を送信する場合の処理方法については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 例外処理の説明 | | 実際の納入物が出荷案内情報の内容と相違がある場合の処理方法については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 他業務との関連 | | |
| 含まれる業務  プロセス | |  |
| 影響を受ける  業務プロセス  及び業務情報 | | 発注番号で連携される「出荷検収プロセス（検収通知プロセス）」および「請求支払プロセス」が影響を受ける。 |

### ４．５　ユースケース図



### ４．６　アクティビティ図



### ４．７　概念データモデル



## ５．請求プロセス

### ５．１　請求プロセスの目的

受注者から発注者に対し、受注者の出荷案内内容と発注者の検収内容を確認後、請求を速やかに行えるようにする

### ５．２　業務領域

わが国製造業サプライチェーンの請求支払いプロセスの内、請求プロセスを対象の範囲とする



### ５．３　トランザクション一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **要件番号** | **業務要件** | **取引プロセス** | **トランザクション** |
| － | 事前プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 検収通知 | 検収通知  トランザクション |
| A.1 | 受注者が発注者からの検収通知を受け取った段階で売掛が確定する。受注者は確定した売掛情報に基づき、受発注者間で予め取り決めた請求時期に発注者に対して請求情報を発行する。 | 請求 | 請求  トランザクション |
| － | 事後プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 支払 | 支払  トランザクション |

### ５．４　プロセス定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務プロセス記述 | | |
| 概要 | | |
| 名称 | 請求 | |
| 説明 | 受注者は確定した売掛情報に基づき、発注者に対して請求情報を送信し、請求支払処理をスムーズに行えるようにする。 | |
| 詳細 | | |
| 業務領域 | | 製造ＳＣＭ |
| プロセス領域 | | 請求支払プロセス：請求 |
| 業務プロセス  関係者 | | 発注者／受注者 |
| 業務処理担当者 | | 購買部門（発注者）、営業部門（受注者） |
| 開始と終了 | | |
| 業務プロセス  開始時の条件 | | 売掛情報の確定と請求時期到来（予め受発注者間で取り決めた請求時期） |
| 業務プロセス  終了時の状態 | | 発注者側の請求内容確認完了 |
| 業務プロセス  開始時期 | | 請求情報送信 |
| 業務プロセス  終了時期 | | 発注者側の請求内容確認完了 |
| 業務プロセス  内の活動 | | 請求情報に関する運用ルール  １）確定した売掛情報に基づき請求情報を送信する。  ２）請求する時期、請求対象期間等については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 例外処理の説明 | | 請求情報と検収情報の内容に相違がある場合の処理方法については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 他業務との関連 | | |
| 含まれる業務  プロセス | |  |
| 影響を受ける  業務プロセス  及び業務情報 | | 発注番号または出荷番号で連携される「請求支払プロセス」（支払プロセス）が影響を受ける。 |

### ５．５　ユースケース図



### ５．６　アクティビティ図



### ５．７　概念データモデル



# 第３編　業界横断データ辞書V2.0

　本編では業界横断EDI仕様V2.0で使うビジネス情報項目(BIE)およびデータ型につき説明する。

## １．業界横断データ辞書の目的

業界横断データ辞書V2.0は国連CEFACT CCL（2012年B版）の日本語版から、業界横断EDI仕様V2.0のメッセージで使われるビジネス情報項目(BIE)およびデータ型を収録したものである。業界横断データ辞書V2.0は国連CEFACT CCL（2012年B版）のサブセットであり、業務領域メッセージの設計者およびユーザーのEDI業務設計者がデータの意味情報を正しく理解し、活用していただくことを目的としている。

XML等、特定のシンタックスによりEDIシステムを実装するIT技術者は、業界横断データ辞書に寄らず、国連CEFACTのCCLおよびXML Schemaを直接参照することを推奨する。

## ２．業界横断データ辞書の構成

### ２．１　ビジネス情報項目

次に業界横断データ辞書V2.0に収録したビジネス情報項目（BIE）を**添付１**に掲載する。

### ２．２　データ型

　業界横断データ辞書V2.0に収録したデータ型一覧を示す。なお、参照コード表は関連機関（ISO、UNECE勧告、UN/EDIFACT辞書）のURLよりダウンロードが可能である。

**業界横断データ辞書V2.0**

**データ型一覧表**



**🡺遠城委員、説明追記。**

# 第４編　業界横断EDI基本メッセージ辞書

## 基本メッセージ辞書V2.0

### １．１　目的と範囲

基本メッセージ辞書V2.0は、2011年度に策定された業界横断EDI仕様V1.1に準拠した注文プロセス（注文メッセージ、注文回答メッセージ）に、出荷プロセス（出荷案内メッセージ）と請求プロセス（請求メッセージ）を追加した。

### １．２　注文メッセージ

#### （１）データモデル



#### （２）注文メッセージBIE表

　注文メッセージBIE表を**添付２－１**に掲載する。

### １．３　注文回答メッセージ

#### （１）データモデル



（２）注文回答メッセージBIE表

　注文回答メッセージBIE表を**添付２－２**に掲載する。

### １．４　出荷案内メッセージ

#### （１）データモデル



#### （２）出荷案内メッセージBIE表

　出荷案内メッセージBIE表を**添付２－３**に掲載する。

### １．５　請求メッセージ

#### （１）データモデル



#### （２）請求メッセージBIE表

　請求メッセージBIE表を**添付２－４**に掲載する。

# 第５編　中小企業共通EDI仕様V1.0

本編は2013年3月に国連／CEFACT日本国内委員会サプライチェーン情報基盤研究会(SIPS)が公開した業界横断EDI仕様v2.0に準拠して策定された中小企業共通EDI仕様v1.0について解説している。

これまでわが国の中小企業は紙伝票やFAXなどのアナログ手段で商取引を行なっているが、紙取引をデジタル取引へ移行して効率的なサプライチェーンを実現することが我が国産業の生き残りに必要になっている。本仕様はこれを実現する手段となる中小企業共通EDI実用化のための実装仕様として利用することを想定している。

本仕様の利用者は中小企業ユーザー企業、EDIサービスプロバイダー、パッケージベンダーを想定している。

## １．取引の範囲

中小企業共通EDI仕様v1.0はわが国中小企業間の通常取引を対象として、発注者と受注者2社間の取引情報交換を想定している。



ただし、分納取引および支給品を含む取引は含まれておらず、今後継続して仕様化の検討を行なう計画である。

## 確定注文プロセス

### ２．１　注文プロセスの目的

発注者と受注者によって注文内容の確認を行い、両社の合意による注文を確定することで「“もの”の確保（役務提供）」を含めた個別契約の申し込みを明確にする。

### ２．２　業務領域

わが国サプライチェーンの中で中小企業が関わる受発注業務の内、確定注文プロセスを対象の範囲とする。



### ２．３　トランザクション一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **要件番号** | **業務要件** | **取引プロセス** | **トランザクション** |
| － | 事前プロセス  （本解説の対象外とする。） | 見積、または  内示 |  |
| A.1 | 発注者は契約諸条件の全てを確定し、個別契約の申し込みを行う場合、確定注文情報を発行する。 | 確定注文 | 注文  トランザクション |
| A.2 | 受注者は個別契約の申し込みに対する意思表示として確定注文回答情報を作成する。受発注者間において、全件確定注文回答情報を返信するか条件付き受諾および拒否の場合のみ返信するかを事前に取決める。 | 確定注文 | 注文回答  トランザクション |
| － | 事後プロセス。 | 出荷 |  |

### ２．４　プロセス定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務プロセス記述 | | |
| 概要 | | |
| 名称 | 確定注文 | |
| 説明 | 発注者と受注者によって注文内容の確認を行い、両社の合意による注文を確定することで「“もの”の確保（役務提供）」を含めた個別契約の申し込みを確定する。 | |
| 詳細 | | |
| 業務領域 | | 通常取引 |
| プロセス領域 | | 注文プロセス：確定注文 |
| 業務プロセス  関係者 | | 発注者／受注者／納入先企業（発注者が指定する企業） |
| 業務処理担当者 | | 購買部門（発注者）、営業部門（受注者） |
| 開始と終了 | | |
| 業務プロセス  開始時の条件 | | 発注準備（発注要件の確定と社内承認の完了） |
| 業務プロセス  終了時の状態 | | 注文回答確認（個別契約の成立） |
| 業務プロセス  開始時期 | | 注文情報送信 |
| 業務プロセス  終了時期 | | 注文回答情報受信 |
| 業務プロセス  内の活動 | | 注文回答情報に関する運用ルール  １）受発注者間において、全件注文回答情報を返信するか条件付き受諾およ  　　び拒否の場合のみ返信するかを事前に取決める。  ２）主な条件付き受諾の対象項目   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 項目名 | 取引単価 | 注文数量 | 納入期日 |   ３）受注者が条件付受諾の注文回答情報を送信した場合、個別契約は成立しない。  ４）受注者が条件付受諾の注文回答情報を送信した場合、発注者はその確定  注文について変更処理を行わず両者条件調整した結果の内容で再度、注文情報を送信する。なお、両者条件調整の結果最初の条件で合意した場合も発注者が再度同一内容の注文情報を送信する。 |
| 例外処理の説明 | | 注文回答情報を返さない場合は、基本契約もしくはEDI個別契約に沿って判断される。基本的には個別契約が成立してしまうことが多い。 |
| 他業務との関連 | | |
| 含まれる業務  プロセス | |  |
| 影響を受ける  業務プロセス  及び業務情報 | | 発注番号で連携される「出荷案内プロセス」および「請求プロセス」が影響を受ける。 |

### ２．５　ユースケース図

　業界横断EDI仕様V2.0業務連携（第２編）と同等。

　第２編　３．５参照。

### ２．６　アクティビティ図

　業界横断EDI仕様V2.0業務連携（第２編）と同等。

　第２編　３．６参照。

## ３．出荷案内プロセス

### ３．１　出荷案内プロセスの目的

受注者から発注者に対して、受注品の出荷内容の通知を事前に行い、発注者側の荷受けと検収の作業をスムーズに行えるようにする。

### ３．２　業務領域

わが国サプライチェーンの中で中小企業が関わる受発注業務の内、出荷案内プロセスを対象の範囲とする。



### ３．３　トランザクション一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **要件番号** | **業務要件** | **取引プロセス** | **トランザクション** |
| － | 事前プロセス | 確定注文 |  |
| A.1 | 受注者は納入および出荷の諸条件が確定した場合、発注者あてに出荷案内情報を発行する。 | 出荷案内 | 出荷案内  トランザクション |
| － | 事後プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 検収通知  または請求 |  |

### ３．４　プロセス定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務プロセス記述 | | |
| 概要 | | |
| 名称 | 出荷案内 | |
| 説明 | 受注者から発注者に対して出荷内容を通知することによって、発注者側の荷受けと検収をスムーズに行えるようにする。 | |
| 詳細 | | |
| 業務領域 | | ＳＣＭ |
| プロセス領域 | | 出荷検収プロセス：出荷案内 |
| 業務プロセス  関係者 | | 発注者／受注者／納入先企業（発注者が指定する企業）／運送事業者 |
| 業務処理担当者 | | 購買部門（発注者）、営業部門（受注者） |
| 開始と終了 | | |
| 業務プロセス  開始時の条件 | | 出荷準備（納入出荷条件の確定） |
| 業務プロセス  終了時の状態 | | 出荷内容の確認 |
| 業務プロセス  開始時期 | | 出荷通知情報送信 |
| 業務プロセス  終了時期 | | 出荷通知情報受信 |
| 業務プロセス  内の活動 | | 出荷通知情報に関する運用ルール  １）納入数量、納入時期、納入先、運送事業者、荷姿、梱包個数などの納入出荷条件が確定してから出荷通知情報を送信する。  ２）上記の納入出荷条件が一部未確定の段階で出荷通知情報を送信する場合の処理方法については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 例外処理の説明 | | 実際の納入物が確定注文情報の内容と相違がある場合（分納など）の処理方法については受発注者間で予め取り決めをしておく。  実際の納入物が出荷通知情報の内容と相違がある場合の処理方法については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 他業務との関連 | | |
| 含まれる業務  プロセス | |  |
| 影響を受ける  業務プロセス  及び業務情報 | | 出荷番号で連携される「出荷検収プロセス（検収プロセス）」および「請求支払プロセス」が影響を受ける。 |

### ３．５　ユースケース図

　業界横断EDI仕様V2.0業務連携（第２編）と同等。

　第２編　４．５参照。

### ３．６　アクティビティ図

　業界横断EDI仕様V2.0業務連携（第２編）と同等。

　第２編　４．６参照。

## ４．請求プロセス

### ４．１　請求プロセスの目的

受注者から発注者に対し、受注者の出荷案内内容と発注者の検収内容を確認後、請求を速やかに行えるようにする

### ４．２　業務領域

わが国サプライチェーンの中で中小企業が関わる受発注業務の内、請求プロセスを対象の範囲とする。



### ４．３　トランザクション一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **要件番号** | **業務要件** | **取引プロセス** | **トランザクション** |
| － | 事前プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 検収通知  または出荷案内 |  |
| A.1 | 受注者が発注者からの検収通知を受け取った段階で売掛が確定する。受注者は確定した売掛情報に基づき、受発注者間で予め取り決めた請求時期に発注者に対して請求情報を発行する。  発注者が検収通知を発行しない取り決めを受注者としている場合は、受注者は受注品の出荷後、受発注者間で予め取り決めた請求時期に請求情報を発行する。 | 請求 | 請求  トランザクション |
| － | 事後プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 支払 |  |

### ４．４　プロセス定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務プロセス記述 | | |
| 概要 | | |
| 名称 | 請求 | |
| 説明 | 受注者は、予め受発注者間で取り決めた請求時期に発注者に対して請求情報を送信し、請求支払処理をスムーズに行えるようにする。 | |
| 詳細 | | |
| 業務領域 | | 通常取引 |
| プロセス領域 | | 請求支払プロセス：請求 |
| 業務プロセス  関係者 | | 発注者／受注者 |
| 業務処理担当者 | | 購買部門（発注者）、営業部門（受注者） |
| 開始と終了 | | |
| 業務プロセス  開始時の条件 | | 予め受発注者間で取り決めた請求時期 |
| 業務プロセス  終了時の状態 | | 発注者側の請求内容確認完了 |
| 業務プロセス  開始時期 | | 請求情報送信 |
| 業務プロセス  終了時期 | | 発注者側の請求内容確認完了 |
| 業務プロセス  内の活動 | | 請求情報に関する運用ルール  １）受注者は売掛情報に基づき請求情報を送信する。  ２）請求する時期、請求対象期間等については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 例外処理の説明 | | 請求情報と検収情報の内容に相違がある場合の処理方法については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 他業務との関連 | | |
| 含まれる業務  プロセス | |  |
| 影響を受ける  業務プロセス  及び業務情報 | | 発注番号または出荷番号で連携される「請求支払プロセス」（支払通知プロセス）が影響を受ける。 |

### ４．５　ユースケース図

　業界横断EDI仕様V2.0業務連携（第２編）と同等。

　第２編　５．５参照。

### ４．６　アクティビティ図

　業界横断EDI仕様V2.0業務連携（第２編）と同等。

　第２編　５．６参照。

## ５．中小企業共通EDIメッセージ辞書V1.0

中小企業共通EDIメッセージ辞書v1.0は、業界横断EDI基本メッセージ辞書v2.0を一部拡張して策定した次の2つの中小企業取引用メッセージ辞書より構成される。

* 1. 中小企業が汎用的に利用する「基本仕様」メッセージ辞書
  2. 中小製造業が利用するために拡張した「中小製造業仕様」メッセージ辞書

### ５．１　中小企業共通EDI「基本仕様」メッセージ辞書

５．１．１　目的と範囲

これまで紙帳票取引を行なっていた中小企業が簡易にEDI取引へ移行して実取引に利用できるようにすることを目的として、注文プロセス（注文メッセージ、注文回答メッセージ）、出荷プロセス（出荷案内メッセージ）、請求プロセス（請求メッセージ）を策定した。

５．１．２　メッセージ構成データモデル

（１）注文メッセージ



（２）注文回答メッセージ



（３）出荷案内メッセージ



（４）請求メッセージ



５．１．３　メッセージ定義BIE

　中小企業共通EDI「基本仕様」メッセージ（注文、注文回答、出荷案内、請求）のBIE表を添付３－１に掲載する。

### ５．２　中小企業共通EDI「中小製造業仕様」メッセージ辞書

５．２．１　目的と範囲

中小製造業がEDIによる実取引に利用できるようにすることを目的として、注文プロセス（注文メッセージ、注文回答メッセージ）、出荷プロセス（出荷通知メッセージ）、請求プロセス（請求メッセージ）を策定した。

５．２．２　メッセージ構成データモデル

（１）注文メッセージ



（２）注文回答メッセージ



（３）出荷案内メッセージ



（４）請求メッセージ



５．２．３　メッセージ定義BIE

　中小企業共通EDI「中小製造業仕様」メッセージ（注文、注文回答、出荷案内、請求）のBIE表を添付３－２に掲載する。

# 第６編　自治体消耗品購買EDI仕様V1.0

## １．目的と範囲

現在、自治体の消耗品購買における納品・請求の処理は全て手書き伝票が利用されている。しかも同じ自治体内でもその伝票は異なり、記入内容、書式も様々である。そのため手書き伝票への記入の手間、郵送料の負担等々の無駄が発生してしまっている。これを解消するためにはEDIの利用が必要となるが、自治体ごとにバラバラのEDIでは意味が無く、その標準化が必要である。そこで業界横断EDI辞書v2.0を参照して、自治体消耗品購買メッセージ辞書V1.0を策定した。

自治体からの注文手段はFAX、メールだけでなく電話注文も存在する。今後、受発注プロセス、出荷検収プロセスまで本辞書を拡張し、注文処理の効率化、誤注文・誤注文請けの低減を図っていきたい。

自治体消耗品購買メッセージ辞書V1.0は以下のような点に留意した。

1. 業務領域は自治体消耗品購買のための請求プロセスとする。
2. 全ての自治体で利用できる。
3. 手書き伝票のすべての項目を辞書に採用し、手書き伝票との併用ができるようにする。

### １．２　業務領域

自治体の消耗品購買業務の内、請求プロセスを対象の範囲とする。



### １．３　トランザクション一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **要件番号** | **業務要件** | **取引プロセス** | **トランザクション** |
| － | 事前プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 検収通知 |  |
| A.1 | 受注者は納入完了の諸条件が確定した場合、発注者あてに請求情報を発行する。 | 請求 | 請求  トランザクション |
| － | 事後プロセス  （本業務連携定義の対象外とする。） | 支払通知 |  |

### １．４　プロセス定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務プロセス記述 | | |
| 概要 | | |
| 名称 | 請求 | |
| 説明 | 受注者は確定した売掛情報に基づき、発注者に対して請求情報を送信し、請求支払処理をスムーズに行えるようにする。 | |
| 詳細 | | |
| 業務領域 | | 自治体消耗品購買 |
| プロセス領域 | | 請求支払プロセス：請求 |
| 業務プロセス  関係者 | | 発注者／受注者 |
| 業務処理担当者 | | 購買部門（発注者）、営業部門（受注者） |
| 開始と終了 | | |
| 業務プロセス  開始時の条件 | | 請求準備（納品検収完了後） |
| 業務プロセス  終了時の状態 | | 発注者側の請求内容確認完了 |
| 業務プロセス  開始時期 | | 請求情報送信 |
| 業務プロセス  終了時期 | | 発注者側の請求内容確認完了 |
| 業務プロセス  内の活動 | | 請求情報に関する運用ルール  １）検収通知確認後、請求情報を送信する。  ２）請求する時期、請求対象期間等については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 例外処理の説明 | | 請求情報と検収情報の内容に相違がある場合の処理方法については、受発注者間で予め取り決めをしておく。 |
| 他業務との関連 | | |
| 含まれる業務  プロセス | |  |
| 影響を受ける  業務プロセス  及び業務情報 | | 発注番号と支払通知番号で連携される「請求支払プロセス」（支払通知プロセス）が影響を受ける。 |

### １．５　ユースケース図



１．６　アクティビティ図



## ２．自治体消耗品購買メッセージ辞書

### ２．１　メッセージ構成データモデル

1. 納入請求メッセージ



### ２．２　メッセージ定義BIE

　自治体消耗品購買・納入請求メッセージのBIE表を添付３－３に掲載する。

# 添付１ 業界横断データ辞書V2.0 ビジネス情報項目

**業界横断データ辞書V2.0**

**ビジネス情報項目**

# 添付２－１　業界横断基本メッセージ：注文メッセージBIE表

**業界横断基本メッセージ**

**注文メッセージBIE表**

# 添付２－２　業界横断基本メッセージ：注文回答メッセージBIE表

**業界横断基本メッセージ**

**注文回答メッセージBIE表**

# 添付２－３　業界横断基本メッセージ：出荷案内メッセージBIE表

**業界横断基本メッセージ**

**出荷案内メッセージ**

# 添付２－４　業界横断基本メッセージ：請求メッセージBIE表

**業界横断基本メッセージ**

**請求メッセージ**

# 添付３－１　中小企業共通EDI「基本仕様」：メッセージBIE表

**中小企業共通EDI**

**基本仕様**

**メッセージBIE表**

# 添付３－２　中小企業共通EDI「中小製造業仕様」：メッセージBIE表

**中小企業共通EDI**

**中小製造業仕様**

**メッセージBIE表**

# 添付３－３　自治体消耗品購買：納入・請求メッセージBIE表

**自治体**

**消耗品購買**

**納入・請求メッセージ　BIE表**